

二 改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金

(老齢厚生年金の支給停止に関する特例)

第十三条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十一年四月一日以前に生まれた者に限る。)について、厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」とあるのは「老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者」と、「老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額)」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額(第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの)に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で

定めるものに規定する加算額を合算して得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 前二項の規定によつて支給を停止するものとされた部分に相当する額が改正前厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額に満たない場合は、前二項の規定にかかわらず、当該支給を停止するものとされる部分に相当する部分の支給を停止する。

(特例による老齢厚生年金の支給停止に関する特例)

第十四条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者に限る。)について、厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項中「**の受給権者**」とあるのは「**その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項において「老齢厚生年金等」という。)**の受給権者」と、「**と老齢厚生年金の額**」とあるのは「**と老齢厚生年金等の額の合計額**」と、同項第一号及び第二号中「**控除して得た額**」とあるのは「**控除して得た額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額**」と、同項第三号中「**総報酬月額相当額に**」とあるのは「**総報酬月額相当額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に**」と、同項第四号中「**乗じて得た額**」とあるのは「**乗じて得た額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額**」と、「**控除して得た額**」とあるのは「**控除して得た額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して**

得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。ただし、前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額が当該合計額から三十五万円を控除して得た額を超えるときは、当該合計額から三十五万円を控除して得た額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 前二項の規定によつて支給を停止するものとされた部分に相当する額が改正前厚生年金保険法附則第十条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額に満たな

い場合は、前二項の規定にかかわらず、当該支給を停止するものとされる部分に相当する部分の支給を停止する。

(改正前国共済法による退職共済年金等の支給停止に関する特例)

第十五条 厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定並びに附則第十三条の規定は、同条第一項に規定する年金である給付であつて政令で定めるものの支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項並びに前条の規定は、同条第一項に規定する年金である給付であつて政令で定めるものの支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(障害厚生年金の支給要件の特例)

第十六条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について、改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金である給付(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む)

む。）のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者であつて旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有するもの（施行日において当該給付の受給権を有するもの及び当該給付の支給事由となつた傷病について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号。以下この項において「平成六年国共済改正法」という。）附則第八条第三項の規定により支給される改正前国共済法による障害共済年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十九号）附則第八条第三項の規定により支給される改正前地共済法による障害共済年金又は改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成六年国共済改正法附則第八条第三項の規定により支給される改正前私学共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。）が、当該給付の支給事由となつた傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この項

において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その請求した者に同項の障害厚生年金を支給する。

（初診日が施行日前にある傷病による障害等の場合における経過措置）

第十七条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害（旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間中の傷病による障害に限る。）について厚生年金保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び第五十条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

（遺族厚生年金の支給要件の特例）

第十八条 次に掲げる年金である給付の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）

二 改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）又は旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）

三 改正前私学共済法による年金である給付又は旧私学共済法による年金である給付
（老齡厚生年金に係る加給年金額等の特例）

第十九条 施行日の前日において附則第十二条第一項各号に掲げる年金である給付の受給権を有していた者（当該年金である給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）であつて、施行日以後に老齡厚生年金の受給権を取得したものについて、厚生年金保険法第四十四条及び第六十二条

の規定その他の法令の規定でこれらの規定に相当するものとして政令で定めるものを適用する場合においては、附則第八条第一項の規定にかかわらず、旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、厚生年金保険の被保険者期間とみなす。この場合において、同法第四十四条第一項中「被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。）附則第八条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。以下この項において同じ。）の月数が二百四十以上」と、同法第六十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（平成十九年一元化法附則第八条第一項の規定により被保険者期間とみな

された旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る給付に関する規定の適用）

第二十条 厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る同法、旧厚生年金保険法その他の法律で政令で定めるものによる給付について、附則第十三条及び第十四条に定めるもののほか、当該給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（脱退一時金の額の計算に係る経過措置）

第二十一条 第二号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合には、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該

最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月）が平成二十年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率（改正前国共済法第百条第三項の規定により国家公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。）に二を乗じて得た率と、平成二十一年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十二年十月分から平成二十九年十月分までの間にあつては附則第八十条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率（同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により国家公務員共済組合連合会の定款で定める率）とする。

2 第三号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月）が平成二十年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率（改正前地共済法第百十四条第三項の規定によ

り地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を政令で定める数値で除して得た割合をいう。以下この項において同じ。）に二を乗じて得た率と、平成二十一年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十九年十月分までの間にあつては附則第八十一条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率（同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める率）とする。

3 第四号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月）が平成二十年から平成四十年までの間に該当するとき、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率（改正前私学共済法第二十七条第三項の規定により共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十二条第二項において同じ。）で定める改正前私学共済法第二十七条第三項に規定する割合をいう。以

下この項において同じ。)と、平成二十一年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十二年十月分から平成三十八年十月分までの間にあつては附則第八十二条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率(同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)と、平成三十九年十月分及び平成四十年十月分にあつてはそれぞれ厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する率(附則第八十二条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)とする。

(厚生年金保険事業に要する費用の特例)

第二十二条 附則第十八条各号に掲げる年金である給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用(厚生年金保険法による年金である保険給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用をいう。)は、同法第二条の四第一項の規定の適用については、同法による保険給付に要する費用とみなし、同法第八十一条第一項の規定の適用については、厚生年金保険事業に要する費用とみなし、同法第八十四条の三の規定の適用については、同法による保険給付に相当する給付に要する費用とみなす。

(実施機関積立金の当初額)

第二十三条 各実施機関（第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「新厚生年金保険法」という。）第七十九条の二に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の積立金のうち、平成二十二年度の各実施機関に係る新厚生年金保険法による保険給付に要する費用（基礎年金拠出金保険料相当分（新厚生年金保険法第八十四条の四第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分をいう。以下この条において同じ。）を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用（次項において「実施機関厚生年金保険事業費等」という。）の額に、平成二十一年度の末日における新厚生年金保険法第八十四条の五第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額に対する平成二十二年度において厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき新厚生年金保険法による保険給付に要する費用（基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用の比率（次項において「政府積立比率」という。）を乗じて得た額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、それぞれ実施機関積立金（新厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。次項において同じ。）として積み立てられたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第二項に規定する

構成組合を除く。以下この項において同じ。）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金については、その総額は、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る実施機関厚生年金保険事業費等の合計額に政府積立比率を乗じて得た額に相当するものとし、当該総額のうち政令で定めるところにより実施機関ごとに定めた額に相当する部分は、施行日において、それぞれ実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

（積立金基本指針等に関する経過措置）

第二十四条 主務大臣（新厚生年金保険法第百条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。）は、施行日前においても、新厚生年金保険法第七十九条の四の規定の例により、同条第一項に規定する積立金基本指針を定め、これを公表することができる。

2 管理運用主体（新厚生年金保険法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。次項において同じ。）は、前項の規定により積立金基本指針が定められたときは、施行日前においても、新厚生年金保険法第七十九条の五の規定の例により、同条第一項に規定する資産の構成の目標を定め、これを公表することができる。